

日本の教育九十年

教育制度	海後宗臣	(一六)
初等中等教育の内容	内海巖	(一四)
教科書	仲新	(一五)
産業教育	厚沢留次郎	(八一)
教員養成	皇至道	(八二)
教育行政	中島太郎	(一〇三)
教育財政	中島太郎	(一一)
教育の機会均等		
就学援助	西田龜久夫	(一五八)
育英奨学	岩間英太郎	(一四〇)
学校建築	菅野誠	(一五)
健康管理	重田定正	(一六四)
私立学校	幸田三郎	(一七四)
女子教育	平塚益徳	(一八四)
勤労青少年教育	近藤唯一	(一九六)

成人教育	駒田錦一	(二一〇)
教育文化の国際交流	佐藤薫	(二六六)

座談会

「九十年間の日本の教育を語る」

出席者——海後宗臣・河原春作・村上俊亮・有光次郎
関口隆克・石川謙・(司会)天城勲

日本の教育に貢献した人びと

田中不二麿と教育令	土屋忠雄	(二七五)
森学政の基調	林茂	(二八〇)
井上毅と実業教育	細谷俊夫	(二八五)
岡田良平と沢柳政太郎	石川謙	(二八九)
教育勅語の公布について	稲富栄次郎	(二九八)
教育略年表		(三〇〇)
歴代大臣・次官一覧		(三〇六)
太政官布告「被仰出書」		(三一三)

九十年間の日本の教育を語る

座談会



(司会)

天 石 関 有 村 河 海

城 川 口 隆 光 俊 原 宗 後 宗 臣
文 部 省 調 査 局 長 日本大学教授・お茶の水女子大学名
義教授 国立教育研究所長 青島学院教授・前東京学芸大学学長
文化財保護委員会委員長・元文部次官 東京大学名誉教授

出席者 (発言順)

「学制」の制定とその背景

司会 明治五年の学制発布から、ちょうど今年が九〇年目でございます。最近日本の九〇年間の教育発展がいろいろな方面から関心をもつて注目され、またいろいろな角度から研究されていきます。文部時報も九〇年に当たって記念号を作ろうとしていますがこの機会に、諸先生がたから、思いきってじゅうおうに日本の九〇年の教育発展を議論していただき、読者とともに互に日本の近代教育発展史を新たに理解することができれば仕合ませだと思っております。日本教育史については海後先生ご専門ですが、先生のご教導によつて進めてまいりたいと思います。

まず最初に出発点をだいたい明治の初めからとし、もちろん多少は前にさかのぼるわけでしょうが、出発点を海後先生からお願いしたいと思ひます。

海後 ちょうど今年は、明治五年から九〇年ということになっているわけです。明治四年の七月に文部省ができて、こゝで日本中の

学校を制度的に統括をするように積極的に関与しなければならぬという事情になりました。そこで明治四年の十二月に学制起草する委員が任命されて、それらの人が学制の条文をつくつて、翌五年八月に公布することになったわけです。

それで、そのころの事情を書いたものをみますと、明治四年十二月に十二人の委員がきまつて、学制の大筋を翌一月には書き上げて、六月までの間に、だいたい条文を整えたということになっているわけです。ですから実際には半年の間でつくり上げたのですから、あまり年限をかけて、制度をどうしたらいいかということをごまかくブレンしたわけでもないようです。

どうしてそれじゃ、日本全国の学校制度ができたかという、その当時いろいろの資料が外国から紹介されておりましたので、外国の教育制度を使つて、大急ぎで、わずかの間に、今までなかったものを書き上げてしまったのだと思います。

しかし、もちろん明治五年の学制は、日本全国の学校を制度的に統一したこと、それか



写真右から
天城融氏、有光次郎氏

ら小学、中学、大学という学校の三段階をきめて、小学校には、身分のいかにかわからず、すべてのこどもが入るといふ、機会均等と申しますか、そういうようなことを実施したわけです。

そういう点で、明治五年の学制は画期的だといわれているわけです。

それで、学制を起草したのは、ほんのちょっとしたの間ですが、明治維新政府ができるとすぐに、どういう学校制度をつくらうかといふことを検討し始めております。ですから政府のなかでは早くから相談をして、だんだん準備をしたことかと思ひます。

なお、わたくしが明治五年の学制ができたことについて、とくに最近強く感じておりますことは、新しい学制にしたがつて小学、中学、大学をつくるのが始まつたわけですが、あのような膨大な計画を実施するようにしたのは、江戸時代に、日本にさうとう学校がすてでできていたからでしょう。これらの学校を、国で統一してやつていこうということになってきた。江戸時代の学校普及ということがもとになって、学制を全国的に実施

しようという踏み切りもてきたのじゃないかと思うのです。江戸時代からやはり考えないと、どうして明治五年のああいふ画期的な制度が発達できたかわからないような気がするのです。

司会 今のお話のところですが、学制をつくるときに、十二人の人が参加したというのがその人たちは、フランス系統、イギリス系統の学者だったり、オランダに留学した人のほかに、国学者、漢学者というものが入っておりますね。

海後 入っております。

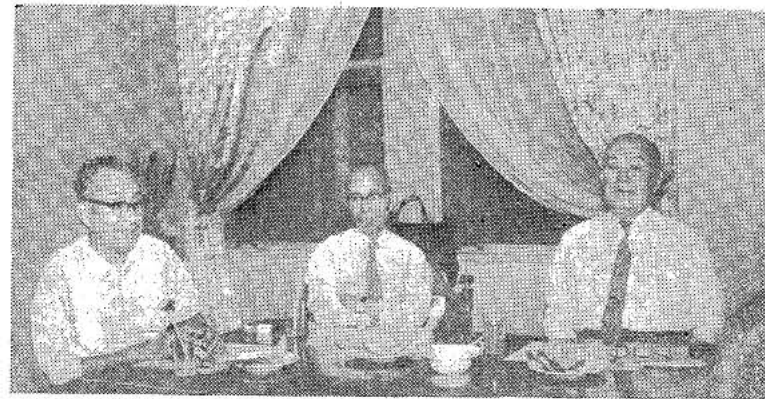
司会 明治五年の学制にはフランスの制度をとったといわれるのですが、今、海後先生のおっしゃった近世の伝統、基礎はこの国学者、漢学者が入っていたことによってどう影響しているのでしょうか。学制は外国の模倣だといわれることとの関係ですが。

海後 そのへんのことはいろいろ解釈があり、なにも書いたものがないからむづかしいことになると思いますが、全体としては、明治五年の学制は、外国の制度もそうとう参照している。現にまたフランスなり、オランダ

「学制」の基本的理念

村上 ヨーロッパの教育制度がモデルになっていることは確かで、フランスあたりがいちばん強いんじゃないですか。これは今確実な証拠があるわけじゃないからはっきりいえないのですが、制度の構想からすると、フランスの教育制度がいちばん影響をもったのじゃないかと思えます。

学制のような革新的な教育制度については、その基本にある教育の理念に注意することが重要なことであると思えます。学制の基本的理念を明らかにするについては、学制の先駆ともいえる明治三年に定められた「大学規則並中小学規則」と、明治二年の「大学校規則」をみる必要があると思えます。この二つの規則はいずれも学校は国家の用に供するものであることを強くうたっています。このような国家重視の考え方がその背景にあったことと、もう一つ重要なことは徳川時代の封建社会にたいして近代的な国家をつくらうとする政治的な理想主義がその前提にあったこ

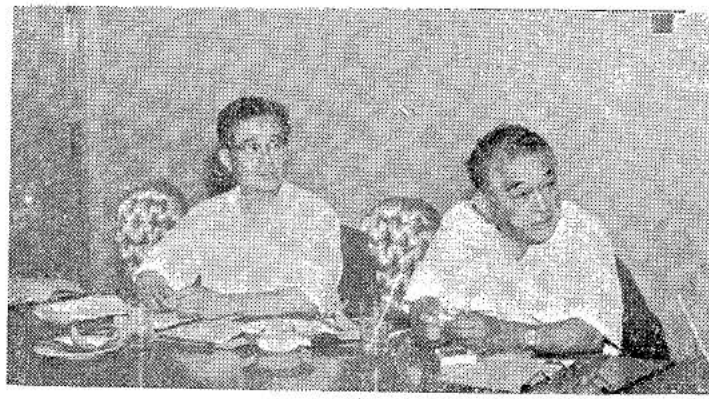


の資料などを大学から借りて、それを使ったという書類などもありまして、できたものから見ても疑いないことだと思えます。

ただ国学者や漢学者が一人ずつ入っておりますけれども、一人ずつ入っていたからというよりも、全般的に江戸時代からの日本の学校の土台があつて、そのなかで生み出されてきたのでしよう。

明治五年の学制は机上のプランだったといふことがいわれていますが、学制として出されたものはそうとうバタ臭いものです。なにも外国の模倣ということじゃなく、当時の日本の事情を考えた上で、外国のものもとり入れ、できたものだという結論になるのではないかと、わたしはそうように解釈しています。

河原 あれはそのとおり実行できなかったにしろ、あれがあつたからこそ教育の発達ができたわけですから、わたくしは、やはり大きな仕事だと思ふね。



写真右から
河原春作氏、石川謙氏、海後宗臣氏、
村上俊亮氏、関口隆克氏

とを考えた場合、と、学制の基本的な教育理念は国家的なものを重視する考え方だと思えます。学制は実証主義的な教育方針をとつたものであるといわれていますが、その実証主義的な教育理念の根底には近代的な国家をつくりあげる国づくりの教育理念があつたと思えます。そのような国づくりの教育理念が根底にあつたればこそ、学制にみられるような革新的な教育制度、当時の欧米にもその例をみない全国的に統一された四民平等の国民教育制度をとることができたものと思われるのです。近代的な国家をつくりあげようとする政治的理想主義（今海後さんがいわれたように徳川時代に普及した教育の歴史的基盤のなかで生み出したものが）が学制であり、そこに学制の重要な意義があるのではないかと。そしてそれが終戦後の日本の教育改革につながる重要な問題を提示しているように思えます。

有光 明治元年の五か条のご誓文のうちに、そういう趣旨のことが出ておりますね。やはりああいうことが尾を引いていて、国内的には新しい国づくり、対外的には、日本の

開国ということから、ああいう大きな構想をえがいたわけでしょう。しかし文部省がこの案をつくって太政官に伺いを立てたときに、太政官から出た指令はまことに実際のなものです。まず小学校に重点をおくこと、速かに師範学校をつくること、一般の女子にも男子と均しく教育を受けさせること、各大学区では漸次中学校をつくっていくこと、成業の器あるものにはその大成を期せしめるべきこと、学校の新営については、努めて完全を期すべきこと等をおいています。それから翻訳の事業をいそいでおかせと指示しています。学制という遠大な計画を認めながら、その実施については、当時の実力に応じた重点的施行事項が指示されているわけです。なお、この学制は、大蔵卿の井上馨や渋沢栄一の反対にもかかわらず、大隈重信の賛成で成立したということが伝わっています。その真偽のほどは別として、新政府が大きな理想を掲げて、その具現にすこぶる意気込んだ気配が感じられます。

関口 ちよつと話が概念的になりますが、この間、沼津兵学校についての書物を、比較

幕末には藩校、それに寺子屋がどれくらいあったのですか。

石川 一五、〇〇〇くらいでしょうね。藩学校は明治二年に二五〇校を少し上回る程度でした。それから郷学校はもう少し多かったようです。

司会 それがだいたい一八〇〇年代の前半にひじょうに多くてきたということ、原典は知らないが、ある人がいつて。その時代の郷校、藩校がうんとふえた、寺子屋も一万余千までになったというその地盤がその時代がなんであったかということがあつたのじゃないかと思ひます。幕末の動きというものが……

それから明治五年の学制の前の村上先生のいわれた明治三年の制度では、学校制度を大学から、頭からつくって行くという構想であつた。それが五年の学制のときには、小学校、すなわち下から作って行く制度に変わつて、しかもわたくしども今日考えても教育制度上重要問題と思はれるいろいろな制度上の考え方が出つくしてしまつていくくらい出ている。なんというか、単線型の民主的教育制

的新しく書かれた著者からいただいてそれを眺みますと、明治四年ですかに附屬小学校をつくつています。その教則とか、教育方針について、当時の在学生のちに語つたり、書いたりしたものに加へてくわしく調べてあるのですが、根本の方針としては、すこぶる厳格な日本の数学の態度をとると同時に、個々の学科については、徹底した西洋の実学主義をとっている。数学などは完全な洋算を教えている。すべて内容は西欧の実学を取り入れようとし、それを徹底的に教育している。これはみよようによれば、基盤としては、日本の江戸時代に流れてきた、明治維新をつくつたような、そういう基本的な思想と、それを実行するについて、まったく西洋の学術を取り入れようとした努力がはつきり現われていますね。

そういうことができるところがあちこちにあるという見通しを、大計画を立てた人びとはもつていたのじゃないか、と思はれる。一律にいっぺんにできるかどうかはともかく、やり出せば必ずやれるところがあるという自信をもつておられたのじゃないか。教員

度が三年のときの構想から五年の学制の間に変わった事情ないし思想、あるいはその経緯を知りたいと思ひます。

「学制」における教育の機会均等

村上 ヨーロッパの教育制度になつたことすれば、いわゆる複線型の教育制度が出てくることになるし、明治三年の「大学規則並中・小学規則」のなかにはそういう考え方があると思ひます。ところが五年の学制は四民平等の単線型の教育制度になつていくが、しかし、やがてその後複線型になつてゆく芽は学制のなかにもあつたように思われます。

海後 それで明治五年の学制の際、太政官布告が出たが、そのなかで人民一般は均等に、文部省のつくる学校に勉学しなければならぬとした。それは明治維新以来の四民平等の思想で、人民一般すべてに共通な学校を踏まなければ日本の国家の発展はないのだという考えを出した。これはヨーロッパのいろいろなものをみて、本来は複線型になりそうなる学校をひじょうに単純な小・中・大学の形

養成にしてもそうで一挙に小学教育を普及する場合、教員養成の計画を立てても、教員になり手がないという状況を予想していたらきつとちやうどしただろうと思ふ。ところが、それまでに一方では士族の間に流れている考え方、あるいは士族の末流にあつた考え方、つまり学問を重んずるというような考え方と、他方にもその士族と手をとつて、明治維新を開国して行こうという事業家というような人たちの間に、学問を学んで大いに国を興そうという気風があるので、教師のなり手はじゅうぶんあるという自信があつたのじゃないか。私の想像ですが……

村上 学制には海後さんがいわれたように歴史的な基盤があつたと思ひます。その歴史的な基盤の上ではじめて近代的国家をつくりあげんとする理想主義が学制を生み出すことができたものと思ひます。学制が近代的なものであり、革新的なものであるために、その基盤になつていく歴史的伝統的なものを忘れてはならないと思ひます。

司会 藩校が十八世紀から十九世紀の前半一八五〇年までの間にさうとうできています。

を打ち出したのじゃないかと思ひます。

ですから、幕末から明治維新にかけてできた学校に、すべてのものを入れなくてはならないという考えをだんだん進め、明治五年の学制で大きく展開していることはたしかでありませぬか。普通だったならば、やはり大学に入るものに入る小学校と、一般の民衆の小学校は別にできるということでもなりそうでしたが……

司会 ヨーロッパの統一学校運動は第一次大戦後、その具体的体制はむしろ第二次大戦後になつて具体的に制度化の方向に進んでいるのに、あの時分に、外国制度を入れたというときに、これだけ徹底した……

村上 初めてじゃありませんか。学制のうちにだんだん複線型になつて行くその芽がありはせんかと思ふのです。たとえば学制のうちに小学のなかにも貧民小学が出ています。

司会 その他たくさん種類があります。村上 中学で庶民中学という考え方が出ているし、そういうものがこの時代の情勢に応じてだんだん複線型になつていったように思ふのですが。

海後 そのへんはむづかしい。初等教育については、明治五年学制発布以来今日まで複線型的なものはないのじゃないか。問題は、中等教育の学校はどういうふうに企画したのか。学制では初等教育は幅を広くして国民全部を入れようとしたが、中等教育機関の幅はせまくしているのです。

というのは、明治五年の学制で、小学校は五三、七六〇であるのに中学は二五六しかつくりません。そうすると、初等教育は全部開放した、すべてのものに均等である。それがだんだんに押し上げてきたときに、中等教育には中学の他に実業学校、補習学校などが横にならなくてはならなくなってきた。そのへんに、厳密な複線型ではないが、それにあたるようなものが現われている。

河原 遠慮しいしい書いたのじゃないか。

(笑)

村上 中学校でうんとせまくなっている。

司会 一般に、複線型の学校制度というのは学校制度としてきわめて非民主的なものだといわれまう。しかし、どんなに民主的な社会であつてもその社会が複雑化し、高度化

してくれば、当然その社会の要求に即した教育制度というものが出てくることはあるだろうと思います。その場合も、ただ単一の学校体系のみを民主化とはいえないと思います。

ただ、学生・生徒のソシアルオリジンと学校制度が結びつか、結びつかないかが問題だと思ふ。広く門戸を開放し、進学の希望と能力のある者はだれでも進学できる体制と複雑な社会的要請に即したいわば複線型の教育制度とは問題はちよつと別だと思ひます。日本の過去の学校制度はある意味においてはソシアルオリジンを解放したのじゃないかという気がします。

海後 そうです。

司会 その意味では、日本の過去の教育にたいする一般的な批判は皮相的で説みが足りないのではないかという気がしますが。

有光 日本の教育は複線型だといわれるが、どの場合でも、能力に応じて必ず進学の道は開かれていて、それはやはり日本の教育制度の一つの特色だろうと、松浦（慎次郎）さんはよくいつておられた。

村上 ヨーロッパの歴史的複線型とよほど

ていなければ複線型とはいえないでしょう。

村上 複線型には二通りあるのではないですか。それはヨーロッパにみられるようなソシアルオリジンと深い関係をもっている歴史的なもの、もう一つは学校の種類と能力の相異によって進学のコースが分かれてくる教育的な意味のもので、ヨーロッパの複線型は前者の歴史的な意味のものから教育的な意味のものに変わつてきていると思ひます。

教育制度論としての複線型の問題は広い教育的な意味のものでして解釈し、複線型か単線型かの形式的論議にとらわれてはならないように思ひます。

司会 わたくしは明治時代の中等以上の学校の生徒のソシアルオリジンについてのデータを探しているんです。

関口 生徒の階級を限つたものは、皇室の藩屏の子弟を入れることを規程した華族学校、つまり後の学習院だけですね。

海後 華族小学校もそれ以外のこともが入れないこともなかった。

関口 皇族、華族が中心だが、あまりきびしくはしていません。

海後 華族学校も一般の学校制度に入つていたので卒業してから国の学校に入れないようなこともあつた。

司会 米沢の興譲館、あそこは生徒の出身階層別資料があるんです。

あそこは藩校なんですよ。

関口 私は後身の興譲館中学に学んだことがあるが、そのころも旧制中学、旧制高校、尋常小学校に分れていました。

司会 いつからでした……。

海後 明治でしょう。士族の子しか入れなかったというのではないといわなければならぬでしょう。平民の子もそうとう入つていました。

司会 華族、士族、平民という区別が……。

河原 最近までそれはあつたのだ。履歴書に東京府士族、東京府平民と書いたのだから。わたくしちやんと書いた。

有光 大正になつてからも……。

海後 われわれは大正になつてからも書いた。士族、平民という族称ですね。

石川 わたくし、江戸時代の専門家に考えてもらいたいと思うことが二つ、三つある。

ちがうと思う。同じ複線型といつても日本の場合は学校の選択の制度としては、ヨーロッパの歴史的な複線型のように父兄の社会身分、経済的な地位などによってきまるのじゃなく、本人の能力によってきまることができるところです。しかしヨーロッパの複線型の教育制度もだんだんそのように改正されてきています。

司会 ヨーロッパ型の複線型は極端にいうと、藩学、寺子屋時代という気がする。

海後 明治になつてからは、複線型をやつたとか、あるいは複線型になるようなふうにしてあつたということよりも、学校にいろいろな種類ができてきて、入るのにどのくらいの幅で入れるかというところに多少問題はあつたかも知れない。たとえば中学校と実業学校を区別する。そして中学校に入れないものは実業学校に行けとしたところに差別観があつたかも知れない。しかし学校の種類ができたということ、それによつてさまざまな社会の要求に応ずるということとは、複線型の原理からきたのではないと思ふ。ヨーロッパ型にみるように純粋な形で、下から分れてき

一つは藩学校とか、郷学校とか、寺子屋とかが並び立っていて、一応、複線型であつたと考えられる。複線型だつたにちがいないが、幕末において、その型が崩れていく傾向を大きく示してきた、ということ。たとえば、平民の子どもも藩学校に入れるようになったのは、たぶん安政から文久にかけてのことでありますが、そう移りかわつた事情の一つは戦争の仕方がかわつて、洋式の武器をつかい、部隊本位の戦い方になつたので、武士だけでは数が足らない。戦力が充実しない。どうしても農民をつかい、民兵をつかわなければならぬ。徳川幕府でも、山口藩やその他の藩でもさかんに農民を訓練した。こうなると、彼等を武士の学校に入れて一つ教育を受けさせるのが能率的である、といったようなところから、藩学校が庶民の子弟に開放されて行く傾向が生まれたのであつて、単線型への途がまがたにえがかれてきた。

もう一つは寺子屋とか、郷学校とか呼ばれた民間の初等教育施設を、お上（おかみ）が取り上げて、藩なり幕府なりの、公な教育施設として経営する傾向が、これも幕末から強

まってきた。金沢藩や彦根藩などの場合がその例であって、寺子屋を藩が公認して、そこで教えた読み・書きの学力を試験して合格したものを藩学校に入れる仕組みである。初等学校と中等学校との連続、という形ができたのです。

そういうわけで、江戸時代、つまりわが国の近世には強い封建的な制度や勢力があったには相違ないが、人間の生活や生活の仕組みが、それ一色であつたと考えるのは、空想であつて、封建的な枠にはいり切らなかつたもの、それを破っていく力も仕掛けも底流として、それが大きく登場して明治時代を湧き出させたのです。つまり近世から近代が生まれたのであつて、日本がヨーロッパになり変わったのではない、という点に注目したい。

それからもう一つは、これは別の話で、まったく立場がちがいますが、今日のこの「話題」の項目をみましても、八〇年史をみましても、もう一つさかのぼって、七〇年史をみましても、明治の教育を語るのには、お上（おかみ）の側からのみ語られているのでは

ないかと心配される点があります。つまり明治五年に学制ができた、新しいじゃないか、画期的じゃないか、とその面ばかりに気をとられているように見えるが、明治の五年、六年のころに、「学制」という紙の上に書いた計画を、担って立つた教員となり、受けて学ぶはずの子ども（家族ぐるみの子ども）なりは、決して明治五年生まれでなかつたことを、明治教育史は見のがしてはいないでしょうか。

こう申し上げるのは、あれを担った学校の先生は、多くはおさむらいさん（武士）、それも昔の教育を、藩学なり私塾なりで受けた人、進歩的な、雄大な思想を持たなかつた人、明治の新世界の、松舞台に立ちそこねた人、そういう人に担われた新学制の理念が、どこまでまっすぐに実践に移されたか、それは疑問です。明治の教育がゆきついた偉大な成果を見た目で、その成果をもたせさせた過程の側だけをとり上げてみても、それでは現実の、なまの、明治教育を語ることはなりません。今日の近代教育史で完全に見落されている面、たとえば、あまりよい例でないかも知れませんが、「私塾」に血を引いている人間交

「教育令」の制定

司会 少し時代を追っていくことにしましょうか。「学制」から教育令、学校令、まあ森有礼くらのところまで……。そのへんから井上毅あたりを。

海後 その時代を代表するのは文相としての森、井上でしょうね。

関口 さて明治十二年までの間に、台湾征伐とか、西南の役とかありました。つまり国の国勢拡張ということと、それから国の内部の統一ということで、行きつ戻りつの激動があつたように思います。それと教育令との間に、なんかの関係があるのかなのか。一般論としては国の動きがしだいに具体化してくるにしたがつて、教育もパターンだけでなく、実際に則して中身をきめて行こうとする動きが十二年に現われてきたのじゃないか。

ちようど今度の終戦直後に、教育基本法を初めとするような新しい教育計画を立てるときも、やはり事実今後国民生活がどうなるか、国運がどうなっていくかはつきりしな

渉を中心とした教育の動きなど、もつと精密に研究すべきではないでしょうか。また聞き、そのまた聞きくらいです。話が大きくなっているかも知れませんが、外山正一という先生があつて、その先生の半ば私的な、家庭的な影響——学問的、人格的な影響のもとに上田万年が出、沢柳政太郎が出た、と聞いたことがあります。その沢柳政太郎の玄關番をしていたか、書生をしていたか知りませんが、そこから小西重直が出てきたり、長田新が出てきた。これらの人びとはいずれも帝国大学に学んで、大きな啓蒙を受けたに相違ないが、それと同時に師弟相接した生活の中に、人間形成の重要な「魂」を受けついに違いない。明治時代に存在した教育のこの面が、教育史方法論の網の目にかからない明治教育史を、それでよいのかと反省したいのです。こうした面は大正となり昭和となり、とりわけて終戦後の社会事情の激変のため、だんだん減ってきているものの、かつては重要な役割を持っていた。このような制度に出てこない面を、見のがしてはならないと思います。九〇年史は、もともと学制史であるから別で

つたのに、いちおうそれがどうなるにせよ、このことだけはというものを打ち立てようとした。それと同じようなことがそのころだんだん国の行く道がはつきりするにつれ、具体的内容ははつきりさせようという意味から、地につくような動きが、十二年になって現われてきたのじゃないかという気がするのです。

海後 全般的にはそういうことでしょう。

明治五年の学制を実施したが、それは机上の計画であつた。それを日本の実情に合わせるようにだんだん改めていかなければならないという、そういう一つの試みが、明治十二年の教育令になったのだらうと思います。

そのへんに、今お話しに出た教育の制度を実際の状況によって根を生やすようにする。それには明治五年の学制のうちには事実から離れた考えがたくさんあるので、そういうものはすつかり整理して、実情に合わせるようにしようとした。十二年の教育令が寛大になつたというか、やかましいことを督促しないて、民情に即して教育をやつて行つたらいいのじゃないかということになつた。ところ

すが、教育のあつた姿と精神とを探るためには、必要な点であらうと思います。われわれが江戸時代の教育を考える場合には、「ありし日の現実」を求めるのですが、明治になると、どうも制度に目にとられて、観念的になりすぎはしないか、と思われる。こんない方をすると、専門の先生がたから叱られるかと思ひますが、露骨に自分の感じを申し述べたしだいです。

もう一つつけ加えますと、安政を境にして近世の学校の性格が変わりました。貧乏退治ということが、学校教育の大きな役割になつてきた。世の中から貧乏を放逐するために学校をおくのだ、したがって藩学校でも、町奉行になる人には、町人の商習慣をよく知り、町人の伝統的な風習をわきまえるようにする。郡奉行になるものには農民生活や農耕の時期や、仕方をよく心得させる。といったような教育を、藩学校のうちに入れて行こうじやないか、という傾向が強まつたということです。それが明治五年の学制にどう現われてきたかといわれても、わたくしは何も申せませんが、そういう傾向が強かつたことをちよつと申し添えておきます。

が、翌十三年に教育令を改正して、もう少ししめなくてはならん、押えるところは押えてやらなければならん」と考えた。民情に即するということだけでは学制も崩壊してしまうのではないかとこのて改正されるようになる。

この教育令制定にあたって田中不二麿が出てきてこれにあたった。また明治六年から十一年までダビッド・モルレーというアメリカの教育顧問も、学校の制度は日本の実情にそうようにやらなくてはならないと助言した。

明治五年の学制は草創の際に公布したので、実情に即してやったものじゃないから、それを改めて、もっと人民の実情に合うようにやるべきではないかという考えが出たようですね。いろいろお話しあつた国内の情勢、外国の情勢、そのへんに国の方針などもからみ合つて出てきたわけですね。

石川 町田則文さんの明治国民教育史というのに、明治十五年ごろまでは、法令によるものは行なわれていなかったということが書かれていますね。

海後 そうですね。明治五年の学制は、制

になつてきたという、そのへんで政府はそれらの点にひじょうな関心を持ったのじゃありませんか。

関口 そのころ世相としては、いわば輸入のフィロソフィーが過剰になつて、民権思想、平等思想、そういうものが走りすぎてゆく状態が一方にあり、他方では処士横議というか、なんでも気がつけば、いいたいことをいう風がきまつてきて、しまいに弊害がひどくなりすぎていったということがあり、そのへんも配慮したのじゃないかということ、を、わたくしは想像します。また経済ないし財政を考へてもたえば沼津兵学校が開けたのは、けっきょく本丸からそういうの資金を持つていつている。旧本丸の火薬庫が爆発してなくなつてしまつたことになつてゐるが、実はそうとうの金額を持つて行つてゐる。これがあつて兵学校や小学校を開くことができた。どこもこれもそれと同じことがどこでもできるものじゃないし、ことに地方財政としては、あれだけの大ききわぎをしたあとで、政府が理想主義で号令をかけられても、とても町村は支出負担にたえられない。庄屋さん

度もそうだし、学科も定められ教科書も出版されたが、地につかなかつたのです。文部省が規則を出しても、そのとおり学校はできないというような事情だつたのじゃないですか。

司会 それには、内政の問題というか、新しい学校を実際に実施、運営する地方行政もこんとんとしてゐた。やはり市制・町村制が整い、地方税制がかたまつて行くというような、地方行政制度の整備と並行しなければならぬ点もございすね。

実学と徳育

石川 ぼくの話は、いったり、きたりで恐縮だが、明治五年の学制がフランスの学制の影響を受けたというお話がありました。それはそうであらうと思ひます。しかしいいヨーロッパの、その当時の小学校の学制に、実利主義というか、実学主義というか、そういうものがさうとうあつたのですか。ヨーロッパの小学校の規則には……。

海後 それはかりではないが、あつたのじ

あたりが私財を出してやつたが、それでもつづかないし、とうていやり切れないので、十二年ごろまでの間には、少しゆつくりしてぐれという話が多かつたのじゃありませんか。それからまた朝鮮京城事変がおこつたり、征韓論の騒ぎがここら起つて、ずつとこのころ地方はあれてゐた。ことに優秀な青年は、その時代に家をとび出したり、いろいろなことをしている。

有光 新しい制度を推進しようという進歩的な考え方に對して、それは日本の伝統的な良い面をなおざりにしているという保守的な考え方も存外に根深いものがあつて「教学大旨」を起草したのは元田永孚でしょう。それを寺島文部卿に賜つてゐる。当時の内務卿の伊藤博文は進歩的な人だから、それにはたいする意見書を出した。

その後、また「幼学綱要」というものが出てゐるわけで、いわば伝統的な考え方と進歩的の考え方の相剋がぼつぼつ現われてゐるけれども、大勢としては進歩的なものが指導的位置を占めてゐるのじゃないですか。

そして、実学尊重の線は、精神教育輕視と

やありませんか。

村上 それはさうとうあつたようですね。

石川 わたくしとの關係してゐる教育制度研究所で、ちやうどその問題を取り上げてゐます。だいたいのころのヨーロッパの小学校の規則に、日本の学制がいつころの実利主義的なものが、どの程度あつたのかそれを調べてもらつてゐるが、まだ結果が出ておりません。

海後 明治五年の学制には宗教教育などはずして実利的なところを強くとりあげ、これではならぬ日本はおくれてしまふと考へたのでしょう。

石川 ヨーロッパの小学校に、それほど強く実利的なものがあつたかどうか、あちらの小学校の起こりから考へて問題じゃないかと思ひます。

司会 十二年に「教学大旨」が出ていますが、そのうちに実学ということをしておりまふ。そのときに空理空論の徒が多くなつたといつてゐる。

海後 十二年に至つて自由民権運動もあり、國論が沸騰し、なかなか容易ならんこと

いう反對論にもかかわらず、推進されたのじやありませんか。

司会 そうですね。実学と徳育ということと並んで出てきた。

少し時代を進みましょうか。

十九年の「学校令」

関口 十九年にいろいろな学校令が制定になり、ピラミッド型学校系統がいちおう完成したということになつてゐるが、この内容は、いろいろなことをやってみて、見とおしが立つたといふのでしょうか。海後先生……。

海後 そのころは明治五年の学制からさうとう年限がたつて、それまでいろいろの経験も重ね、学校の制度を、どういふふうにして行かなければならないかという見とおしもだんだんついてくる時代となつた。そういう、いわば庶政一新の時代となつてきたので、教育も強い力で統制してやつたのでしょう。

ですから別にこの制度を参照したということではない。日本の國家を第一等國の地位に高めなければならぬという考え方が、ひ

じょうに強くなり、それには教育の制度から根本的にしくみなおして、しっかりとしたものになければだめだ、そういうところから、十九年の小学校令、中学校令、帝国大学令、師範学校令による学校のしくみがつくられたのではないかと思います。

河原 どうして前は学制というので入って、今は学校教育法で入っておって、このときは学校令というものがつたものをこしらえたのでしょうか。

海後 そうですね、学制も教育令も教育の全部を総括している法令であつた。森有礼の考え方は、学校の基本となる形は、明治の初めからやつてきて固まつてきている。それで一つずつ固めて行かなければならない。それで、小学校令、中学校令、帝国大学令というように学校令をつくつたのでしよう。

河原 森有礼の考え方はですか。

海後 それらの学校の規定を明確にして、しっかりとしくみにしようと考えていたのじゃありませんか。

河原 モデルがあるのですかね。

村上 これは無いのじゃありませんか。

海後 モデルというほどのものはないのじゃありませんか。

村上 明治維新からの政治的理想である近代的な国家体制がようやく二十年前後で整備されてくる。それに応じて教育制度を整備するというのが学校令のねらいであつたと思います。

有光 明治十九年に帝国大学令、師範学校令、中学校令、小学校令、諸学校通則は制定されているが、まだ、専門学校令も高等女学校令も実業学校令も現われてこない。

石川 村上さんのおっしゃつたことには賛成だが、学校がこまかい、別々に独立した学校令が、あのころにできそうですが、考えて見ますと日本の国の全体の国づくりの動きの進行に、ちよと相応するような形で、ああいうものが生まれたのじゃありませんか。

関口 官制が十八年で……。

村上 新しく内閣制度ができ、憲法公布、国会開設の議が決まるなどだいたい国家体制が整つてきた。

関口 市制・町村制が二十一年。

村上 それに即応して教育制度の整備をは

かつたものと思います。

河原 なぜ学校令というものは別々なものをこしらえたのかというのです。(笑) 整備するということは考えられるが総括しないので。

村上 別々にしたということが……。

河原 そうそう。(笑) そのほうがいいだろうというのです。(笑)

関口 そのころに条約改正運動がおきている。このころは、近代国家としての体制を整えるのにひじょうに努力したのじゃありませんか。

森有礼の思想と文政の基調

海後 森文相はひじょうに自由奔放とか、自分の考えでやつていつた。秘書官をしていた人が回想したものをみると、小学校令をつくるのについても、別に委員会もつくらなくて、自分で書いてきて公布したのだそうです。ああいうような人が文相として座つたということが、その当時、ちよつとの間にすらすらと制度の改造ができたということはある

のじゃありませんか。

河原 軍事教練もやつた。

海後 そうらしいのです。(笑) 森文相は軍隊がとて好きだったらしい。学校を視察に行つても、よく軍隊教育の様子を特に見に行つたということです。

司会 森文相の上奏文のうちには、体操の一课は文部省の管轄を離れて陸軍省でやつてくれという……。

河原 それだけは遠慮したのだ。(笑)

海後 森文相は決して文部大臣になつたから始まつたのじゃなく、明治四年にアメリカで、日本の教育について有識者の意見を求めて、ニューヨークでそれを「日本の教育」として出版した。外交官であつたが、教育のことにはひじょうに関心を持つていて、いつても国民の教育をどうしたらいいかということを考えていた人です。それで伊藤との関係もできて初代文相となつたのでしようが、森個人は、決して教育のしろうとはなく、幕末からイギリスにも留学していた人ですから、考えをねつてきていたんでしようね。

村上 いちおう学校制度はこのときに整つ

たとみているのじゃありませんか。

司会 あとは整理になりますね。

村上 整理になります。ただ実業専門教育が、それまでに芽を出しているのが、ここで切られてしまふ……。これはあとでやりますか。なぜあれをおとしたのだろうか。

関口 富国強兵策ということが、このへんでずつとあつたのです。その富国強兵について、他方では、同時に欧化是正というのか、あまり西欧化することにはたいする不安感というのか、そういうものがでてくる。和魂洋才というところで、その和魂ということがひじょうに強く現われてきて、のちに森有礼が暗殺されるという事件も、個人的に少し強硬すぎる、激烈すぎるということもあつたが、一方に、富国強兵策が西欧化しつつ富国強兵になつてはいかん。大和魂とか、大和心というのか、そういう国民道徳がしっかりしなければいけないという動きが並行して、いっしょに混在してあつたのじゃありませんか。教育勅語の出るまでのいきさつというものが、一方では、富国強兵で、富国強兵になるには西洋式を取り入れるという、それを取

り入れすぎると、国の基盤が危くなるのじゃないかという考えが出てくるのじゃありませんか。

村上 森有礼は、人民護国の精神、忠武恭順の風は、一國富強兵のための無二の資本、至大の宝源であるといっています。そういう精神的なものを基礎にして国家のための教育を強化しようとしたのは森有礼の学校令制定の本旨であつたと思います。

関口 ちよつと裏話みたいになるが、誤解がずいぶんあつたのじゃないかというのです。伊勢神宮の幕をステッキで持ち上げたというようなことが流布されて、国民を怒らせた、森有礼にはそういう誤解がつきまといいたのじゃありませんか。

河原 誤解じゃない。ほんとうの……。

関口 持ち上げたかどうかについて天文台長をやつていた叔父の関口鯉吉から聞いたが、まったくウソだとのこと。神宮暦が長く行なわれて来たが、暦をつくる仕事は東京天文台に移つてしまつた。つまり東京大学に……。それで神官としては、思想的にいっではひじょうに不愉快であるのみならず、経

済的にいっても大打撃である。大麻と磨とは神宮の経済的基盤であったのにその磨をうばわれたというのでひじょうに反対した。そこで基本となる計算は東京文台でやるが、出版は神宮磨の形で出して結構、というので話はおさまったが、それが末端に徹底しないので、つけ狙うものが多かった。もともと森有礼はそういうことをする人じゃない。敬虔の人だったということ。叔父は荒井先生から聞いた。

ちよつと外伝になりましたが……。話を元に戻して下さい。

二十年代の教育思想

石川 今の海後さんのお話で、森さんが出てきて、いろいろな面で教育の仕方を改め、制度を立てたのであるが、ちよつとそのころから教育の実際面では個人開発主義の思想が拡がってきた。一方では国家主義を強くおし出す、他方では個人開発主義を重く見る。ヘルバルト教育学を歓迎する。ここには矛盾とまではいわなくとも、大きなすきま、大きな

いわば、なんらかの形で影響は持っておりましようが、外国にみられるような思想運動がただちに公教育の内容を変えて行くということとはあまりない。

石川 つまり公教育システムのうちにルソールが吸収されたり、ペスタロッチが消化されたりしてきたでしょう。それを取り入れて、あえて矛盾とせずに、そうしてまた、矛盾とせずに……。

村上 そういう形で取り入れている。相反する二つの思想が争っている形じゃない。

河原 日本が特異なんだ。

有光 宗教問題をうまくはずしています。

村上 はずしている。公教育という建前からひじょうに徹底しているのじゃないかという気がする。

森有礼の残した仕事

司会 森有礼の話が出たので、井上文部大臣についても……。それから教育勅語の問題があるわけですが、このへんを……。

海後 森文部大臣時代に実業教育の問題が

なずれがあるように思われる。つまり目的の上では国家主義をとり、方法の面では個人主義をとる。それでいて、それを国民の信念と「時代の論理」との上で調和して明治教育をつくっていったところに、独自の意味があるのではないだろうか。

村上 日本は徹底的な公教育制度をとって、そういう思想運動は直接にはあまり影響がなかったのじゃないか。

関口 公教育のうちに、たとえばルソーなどの影響を受けていた。明らかに教育者、公教育制度のうちに、教育者のうちにそういう思想をうけついだ人たちの流れもあったのではあるまいか。

村上 いたでしょう。

海後 わたくしは、受け取り方が明治二十年代の当時の教育界の動きに合ったような受け取り方をしていたのじゃないかと思えます。

石川 なるほどね。

海後 ひじょうに人間性というものを問題にしているようですが、やはり当時はきめたものをしっかりと教えて行かなければならんと

いう教授段階説が述べられている。そういう理論は当時に合わないのじゃない、そういう形で当時の動きに、やはり結びついているのじゃないか。

石川 なるほどね。ぼくは前から問題にしていたが、つまり森有礼のような国家主義的教育理念がおし出されてきて、すべての人民の教育を国家の手で行なう、人民を国民に作りかえていく教育方針を立てる。そうした風潮の中で、心理学的な、個人開発主義の方法が初等教育界を風靡してくる、その二つが並んで立つて行くところに日本教育の特徴があるような気がしていた。いったいどういう論理が、この背反した二つを結びつけたかが問題であった。なるほど、あなたがおっしゃるのとおり、それは儒教的な考え方のカテゴリーで両方を結びつけて理解して行く。いわばその当時の人の、胸の奥底によこたわっていた心田で、一つに結んで受け取った、と考えることができればいい。

村上 その点では、日本の明治初年以来的の教育制度はひじょうに特異なものじゃないか、徹底した公教育制度であって、はっきり

正式に取り上げられていない。ほんとうならば、小学校、中学校、帝国大学の他に実業学校令がなくては、日本国家を第一等国の地位に高めるということではできないわけだ。

それで、なぜなかったかということは、先ほど村上さんが話されたとおり、産業界の事情もあるし、当時国家のいろいろな制度ができて、整ってきている。それが落ち着いてくれば、森文相も、その次ぎには実業教育政策もやったのじゃないか。実業教育についてはたしかにこれということをしていない。もし森文相が井上文相のやったような時期まで続いているならば、そのへんで、森は、実業教育のいろいろな施策も出していたのじゃないかと思えます。井上と森との関係はひじょうに深いものがあるわけです。ある意味では、井上は森の遺業を受け継いだ人でもある。そういう点から、井上が実業教育のために努力をしたという……。井上はその当時としては斬新ないろいろな施策を立てていたが、そういう点は、いわば森のやらなかった分野を取り上げてやった。

司会 森有礼がアメリカで出した「日本の

教育」、そのときのクエッションネヤのうちに農業教育、工業教育を含めている。または女子教育も出ている。しかし、おっしゃるようには、女子教育と実業教育は、井上大臣のとき特色として出てくる。

村上 森の残した仕事の一つじゃないか。それがあとですぐ出てくるから、森とは関係が深い。

関口 福沢諭吉先生がたいへんな影響力があったと思うのだけれども、それが、こういうところには出てきてない。これは社会思潮とか、そういう方面の影響にとどまっていたので、これには影響してないというのは本当だろうか。

司会 実学という線は代表しているのじゃないか。

海後 ただ福沢という人は、ああいうように、お役人にはならんということをもっといにして官途につかんということを意識的にいった人、自分は民間人である、そういうわけですから、国の制度を立てるようなところへは出てこないのじゃないかと思えます。

しかし、明治五年の学制のときも、福沢は

実質的にはひじょうに意見を出され、いわば基本的なアイディアについて、福沢の思想が出ていてと解釈しなければならぬと思うのです。そういう点からいって、福沢が無関係であったということはないと思いますね。

関口 またミッジョン・スクールがこのころできてやしませんか。これがちに出てくる女子教育の口火となり、女子の中等教育の基盤をつくっているのじゃないかと思いが、私の祖父は静岡県令時代に東洋英和などを視察して感激し、自分の家に静岡英和女子校を創設している。一般的にも事実関連があったのでしょうか。

海後 女子の中等教育に関する啓蒙的役割でしょう。制度は立てられていないでも女子の中等教育は明治初年からできてきていました。そのうちにはミッジョン・スクールもあれば、跡見さんのような純日本的な女学校もできていた。いろいろなものが芽生えてきているじゃないですか。それで森文相も井上も、それを制度化して国の公の機関のうちに入れようとした。

井上毅と実業教育の振興

石川 嘉納治五郎先生から伺ったのですが、嘉納先生が、井上さんを変感心しておられたことの一つに、こんなことがあった。井上さんは、体の弱い人だったそうですね。

その井上さんのお宅に行つて、高等師範学校など、教育の問題を、例の嘉納先生一流の大きな声で、夜遅くまで話しつづけられる。井上さんも熱心に論議なさる。それで奥様が主人の健康が心配だと、申されたそうですね。この話は嘉納先生からじきじきうかがつています。

井上さんは、内閣の閣僚の中で、最もたいせつなのは総理大臣と文部大臣である。総理大臣は、政治的に現実的にいっさいを統合して行く役目であり、文部大臣は、ありとあらゆる国民文化文明というものを、持続させ、発達させるもので、永い目から見ると、文部大臣が総理大臣の役目をも担っている。といつたお話を嘉納先生に向つてお話されたことがあつたそうですね。そういわれて見ると、あ

っていますね。

海後 日清戦争にかかつているのでしょうね。あのときに井上文相が実業学校の施策を早く立てていたの、ちょうど軍がまわつてきて戦争と結びついた。しかし実業教育は井上文相にその元があつたと思う。

井上文相は当時の教育施策を立てるためにえらい勉強をしていたようですね。わずかの間に、外国の資料、日本の資料を集め、そうしてそれを組み合わせて教育振興のため努力して行つた状況がよくわかります。

司会 すごい勉強家だったといわれますね。さつき石川先生がおっしゃったお話と関連があるのですが、井上文相は若いとき身分的には藩校には入れなかったのを才能を認められて特別入学したのだそうですね。

石川 そうですかね。

司会 日本の古典もひじょうに勉強した人だそうですね。

有光 頭がすばらしく良くて、種代の文章家だったそうですね。一つの案件に対して堂々たる賛成説も書ければ、また理路整然たる反対説も書けたといわれていますね。

海後 だから憲法起草の条文を整理するとか、まとめるとか、そういう仕事ができる人だったのじゃないですか。そうとう頭のうちは明晰らしいですね。

司会 井上文相の実業教育の口上書の説明文のうちに、今日いろいろの教育投資かどうか知らないが、教育は無形の資本であるといふことばがある。

海後 わたくしども見ていていちばん実業教育の施策として感心するのは、勵いて産業を支えている工場の職工、農村であれば、農耕を自分からやっている若いものを、どう教育したらいいか、そこをねらった点ですね。

中等程度の学校、徒弟学校とか簡易農学校の制度を立てたし、簡易商業学校も企画している。そういう学校を制度化したのです。また小学校の手工教育、技術教育、それをどういうようにしたらいいか、そういう問題もとりあげている。

文相の実業教育制度の説明にあるように、日本の教育は、将校とか、命令するものだけ養成して、兵卒のような働くものを一つも教育してないじゃないかという、そういう

の当時の教育学、教育史には、そうした意気込みがあふれている。たとえば佐藤誠実さんの日本教育史には、工業や農業、商業の発達も、軍事も宗教も、刀鍛冶も、茶の湯も、歌舞伎も、心学も、ありとあらゆるものを教育史のなかで取り上げています。つまり国民の生活文化のすべての面を、教育史の中でとり扱っている。井上さんの心意気が佐藤さんの日本教育史ににじみ出ている。その後になつて、文部省がだんだん、ただの行政府になつてしまつたが、あの時分の、井上さんの抱負はたいしたものだと思います。

司会 先生がたに伺いたいことは、井上文相は、憲法起草の功績者であり近代国家の政治制度、行政制度確立の貢献者だといわれていますね。ところが教育上のいろいろな問題は、井上文部大臣の発想か、森文相の発想かということですか。ということは、井上文部大臣の在任期間は短かくて、しかもこの間に基本要綱はほとんど手をつけて、一年くらいの間にやつていたのですが……。

関口 二十三年に教育勅語、実業補習学校が二十六年、このすぐあとに日清戦争が起こ

考えて実業教育制度にとりくんていったのでした。

司会 それと大学の先生の俸給令を改めることをやり、私立学校問題に考えを及ぼしているのも井上文相の……。

海後 大学の講座制、総長や教授の俸給問題などもとりあげた。

石川 海後さんのおっしゃった点に関連しますが、下層の人びとの教育に、熱心であつた点で、わたくしも、井上さんに敬服しています。能吏というだけじゃなく、「教育」というものに熱意を持っておられた点で敬服しています。

わたくしは愛知県碧海郡の、その当時は片田舎であつた農村の、尋常小学校に入学しましたが、その時の校長さんが熊木直太郎という先生でした。ところが井上文部大臣が「熊木直太郎伝」を書いておられる。それは、この部落に誓満寺という寺があつて、境内もなかなかひろい。この寺の門前へ村の子守を集めて熊木先生が、しつけやこどものとり扱い方などについて教えられた。明治二十年代のことで、子守学校の始めだというのが、井上

海後 だから高等学校のうちに工学部と

か、法学部とかを置いて、そっちをむしろ本体にして、場合によつたらカレッジみたいのを考えていたのでしょう。カレッジ風にしながら同時に大学の予備教育もやるというので、大学と高等学校というものを、はっきりそこで区別しながら高等学校を改革する。そういう点は、はっきりしたような、しないようなことでずつときているのじゃありませんか。

司会 高等学校に専門的な学部を置いた。その後の実績をみて、成績にしたがつて、あ

とるに大学の名をもつてするもおそからずという、あとから集めて、これはユニバーシティというならばいいという考え方だった。

関口 当時在学しているものは、東京帝國大学に入るつもりで第一高等学校に入っている。それなのに、カレッジ、学部があつて、それで一種の完成教育であるといっているが、学生や世間ではそうだと思つてない。

司会 大学予備門から出発したということがあるから……。

河原 大学予科と名のつたのはいつか？ ば

くら確かに高等学校大学予科だ。

村上 大学予備門。

司会 予備門は古い。

海後 三部制を取つたのは井上文相のあとです。

有光 井上文相時代、高等学校は専門学科の教授をすることが本気で、帝國大学に入学するものために予科を設置することができるといふことになつていた。ところが高等学校の学部は発展をみることなく消滅し、大学予科だけが残り、高等学校は帝國大学予科として発展するようになったわけです。

関口 制度論上は二つで、実際は一つでやつていた。

村上 五高だけに工学部が残つて、それが工業高等学校になつていく。

司会 三十三年に帝國大学予科規定ができて一部、二部、三部ができた。大正八年の新しい高等学校令まで。

関口 京都帝國大学が明治三十年。

河原 日清戦争のあと。

司会 十年東大、三十年京都、四十年東北ですか。

臨時教育會議と高等教育の 拡充整備

河原 今はちがうけれども、その当時、とにかく日本の教育制度というものは、すべて勅令によつて、法律にはいっこう関係ない。義務教育費国庫負担法とかいう財政をとまうものは別として、そのほかは、みな勅令できめていく。

戦争以前教育は勅令行政で、その後は法律行政になった。しかし、さつき高等教育會議の話が出たけれども、文部大臣だけで教育法令をつくつたり、なおしたりすることはよくないから、いつでも高等教育會議みたいに、大きな教育會議が常にあつた。その會議をとおらないと樞密院がおさない。文部省だけでやつちやいかん。すべての人の衆智を集めて、その同意を得たものでなければいかん。そうは法令に書いてあるわけではないが事実上そうだった。

だから教育會議の値打ちというものはひじょうに強かつた。戦後は法律行政になつたから貧弱になつちやつたので、それより政党的

河原 四十年か、四十一年。

有光 日露戦争に勝つたときに、凱旋門をつくるよりは九州大学をつくれというので九州大学ができた。山川建次郎博士のそういう意見が新聞にのつたことがあると、桑木理學博士から聞いた。

河原 あすこは、われわれだけの考えだが、明治三十年以降……もう少しあとかな、要するに教育上の問題は、帝國大学の特権打破の運動です。

昔は初めは東京だけだったが、その後できて、帝國大学令……。帝國大学令というからには總合大学でなければならぬ。だからいくら一橋の高商が大学になろうといつても、法令を改正しない以上は大学になれない。

それから帝國大学令というのだから、これは官立にきまつているのだから、早稲田や慶応がやろうとしても仲間に入ることができない。

それで明治三十六年に専門学校令ができたときに、早稲田や慶応は、大学になつたわけですね。

司会 それで大学といつていた。

河原 一年半以上の予科を持つている専門学校は大学の名を使つてもいいという。実際は専門学校なんです。それで慶応も早稲田も大学の名を名乗っていたので、どうしても学制改革の問題に発展していく。それを解決したのが大正六年の臨時教育會議だが、改正してよかつたかどうかは別ですが、問題を解決したという点においては大きな功績だと思つます。

それで大学は、官立でも、私立でも単科大学でもいいということになると、高等学校は今までの官立だけにしておいてはだめなんだ。

そこで私立の高等学校をつくることも認めるとともに、高等学校令が改正されて、これが戦争で変わったけれども、戦争までの学校形態です。ばくは要するに帝大の特権打破運動の歴史だと思ふな。

村上 たしかにあります。總合大学にたいする単科大学、官立大学にたいする公私立大学の強い運動がありました。

政務調査会に頼むほうが早い、つまらんものになつちやつたが、昔はそれだけ値打ちがあつた。それと、だいたいに於いて年をとつた保守的な人が多く進歩的な人は樞密院にはいないから、政府としては、案を持って行くのをいやがるのだ。それが、やはり教育に関する内容は別として、制度が比較的飛躍的に動かなかつた弊害もあつた。中橋徳五郎さんのように樞密院にとうとう案を持って行かなかつたような人が多い。たとえば岡田良平さんでもそうです。青年訓練所をこしらえた。あれは、あとで青年学校になるのだけれども、学校にするのじゃない、学校という名を使うと樞密院に持つて行かなくちゃならぬ。それで訓練所にしておけば、それをしないですむ。教員養成所でもいっつか途中でつくつても、学校と名がつくと、政府と樞密院の間に協定がある。これだけのもの、たとえば学校令の制定改廃のようなものは御諮詢事項である。それに抵触するから、いやがつて持つていかない。

司会 樞密院にかけなければならぬということとはごく大事な事柄だと考えたからでし

ようね。明治三十何年ですか、正式にきまっ
たのは。

海後 勅令は早い。森文相の時代からで
す。

河原 普通の勅令はかまわない。ぼくらが
やってたころです、しょっちゅう内閣の法
制局のほうは、枢密院に行かなくてもいいよ
うなものをつくらうとし、枢密院書記官長は、
なるべくよい持ちつて来させようとする。

関口 政党のあれとは関係がなかったの
で
すか。

河原 あります。

関口 ありそうですね。だから政争をやっ
たり、党派の行動があったり……。

河原 要するに教育のことは中央部でしな
ければならぬということが根本の考え方なん
だ。政治家の手に移しちゃいかん。それは間
違つてと思うが、それはそうなんだよ。

関口 明治の時代は、エリートが、先覚者
が国民を指導した時代である。それからその
先頭に立って、責任を一身に負つたのが明治
天皇であつた。したがってそこに持つて行っ
て、そこでだめになるようなものは、一時の

国民の迷ひみたいなものと考へる。国会では
ばつぱつ行つちやうかも知れないが、それで
は困る、というのではほんとうの指導者が了解
のできるものでなければ認めなかつた。これ
は一面では、保守ということをもなうかも知
れないが、一面では確乎たるものを維持し
得た大事な基盤だつたかも知れない。のちに
国民の知識や経験が、だんだん豊富になつて
くれば、あるいはそういうことはだんだん譲
られて、国民代表ならばきめていいというよ
うに行くかも知れないが、明治の時代は先覚
者の、結局エリートの指導する現われじゃな
かつたか……。

河原 禁成しないけれども、それは事実だ
と思ふね。それはそうですね。

司会 わたくし臨時教育会議の記録を見て
いて、このなかでいろいろ重要な問題が取り
上げられているが、一つは、中等教育の拡
充、これがひじょうにその後拡張されてき
て、ここで、量の増大が、質的変化をもた
らすような契機になつて、高等教育の拡充計画
の、いわゆる六か年計画をはつきり立てて……

司会 あの中に入つてない。

「水至る」結果となつた。ご下賜金を一、〇
〇〇万円いただいて、残りの何千万円かは公
債でまかなうという、予算編成上からいえ
ば、気合のかかつた全く画期的なものであつ
た。

司会 大学を拡張するために、まず四百何
十名かの教官を……。

河原 そのときは今の大学学術局、その当
時の専門学務局の学務課長をしていて気持ち
がよかつた。(笑)

村上 計画的、実質的で、ちゃんと手をう
つて……。

司会 育英資金を出して教官の卵を確保す
るとかやつた。

河原 そのあとの高等師範や、その他の昇
格問題は……。

関口 欧州大戦が大正三年ですか、しまつ
たのが。

河原 完成しないうちに、いわゆる昇格問
題が政友会の問題になつちやつた。

海後 昇格問題も、高等教育の拡充の一環
ではありましよう。

河原 初めの六年計画とはちがう。

河原 臨時教育会議とは関係がないと私は
思ふ。

司会 これは答中にもとづく実施の場面で
そうなつたのでありませんか。

河原 それはやはり第一次欧州大戦の結
果、日本が出超、出超、輸出超過で金がだぶ
つくほどあつた。そのときに、ひじょうに目
をつけたのが原敬さん。それははつきり教育
会議とは関係がない。

有光 しいて関係をつけければ、臨時教育会
議が大がかりなものになつたのは、高等学
校という制度が、中途半端だ。そうして入学
志願者が殺到する。その受け入れ態勢を確立
しなければならぬ、それには制度的にはつき
りしようというのだったでしょうが、さて新
しい高等学校の性格もきまつてみると、それ
をふやすだけじゃなく、いろいろな専門学校
もふやましよう、引き続きいて大学の学部の
受け入れ態勢も拡張しようということにな
つて、渠が成つた。そこへ、その当時の党
勢拡張ということも大いにありましようが、
あの当時世の中の向学心が燃えてきて、国
もその対策をたてる必要に迫られた。そして

で、高等工業をうんとつくるという時期に入
つて行くのじゃありませんか。

有光 それから年限短縮の結論が出るわけ
です。高等学校七年制を認め、高等学校高等
科は中学四年終了で入れることになつた。

司会 小学校五年から中学校に行かれるよ
うに……。

河原 前じゃありませんか。

海後 だいたいこのときからでしょう。数
は、そう多くなかつたが……。

関口 小学校五年と中学四年でできたものは
随分若い、第一高等学校のときに、ぼくより
一年あとから……赤ん坊みたいな奴が、ズツ
クのカバンを肩から横にかけ帽子をまぶかに
かぶつてゐるのが、それが四、五人も入つて
きた。みな驚いちゃつた。こどもが遊びにき
たのかと思つた。きちんと、靴まではいてい
る。ぼくらのときは、先輩から帽子をもらつ
て、カバンなんか片つ方の肩にかける、右か
ら左にかけるということではしたことがない。

司会 この当時の年限短縮は……。

関口 英才教育。

司会 全体としてひじょうに大きかつたと

いうのは、やはりスクーリングが長いということが……。

河原 いちばん初めはそうだった。どれだけほんとうかどうかわからんが、そうだったと思う。初めは……。

司会 理論的に短かくできるかということ。

海後 いろいろの事情があつて、文政審議会でも、四年制、五年制は何年にもわたって論じていた。

河原 弁当を食う会議できまりやしない。

関口 ぼくらの親父にいわせると、そのころ飛び学級というのがあつた。とびこし進級です。外国でもやつてゐるからあたり前のことだといつてゐる。誰もかれも同じようにやる必要はない。早く行けるものはどんどん行かしてしまへという……。

河原 谷崎潤一郎もそうですか、むやみにするものじゃない。四年と五年とあつたら困まつちゃう。

司会 女子の高等学校の議論はあつたのですか。

河原 臨時教育会議に必要なという問題

が……。

有光 消極的な意味で……。

司会 専門学校は大いに議論があつた？

河原 要するに、あれは高等学校の問題は、大学の問題を解決すればいいのだ。

村上 高等学校と大学の問題は、高等学校の方が大きかったです。

専門学校の大学昇格への動き

河原 義務教育費国庫負担法、これが大きな問題です。

関口 大正七年ですか。

河原 臨時教育会議の答申。

司会 これで義務教育の基本問題は解決しましたから……。

河原 ぼくら事務官としてはつまらんと思つたが初めは地方に行つて、ひじょうに事情があると、ここはよけいやつて、ここには少しやるということが文部省でできた。文部省に地方官が頼みにくるチャンスがあつた。ところが、なんとといったかな、地方財政……そつちに取りられて、文部省はソロバンをはじく

だけ、人数と金額について。それだけ興味がなくなつてしまつた。

関口 地方財政という考え方に変わつてしまつた。文部省に残つたのは貧弱町村補助だけ。

有光 そうです。これにらみがきいたわけてすね。ある程度レベルをそろえるということ。

司会 分科大学が学部になつたのは。

村上 もう少し前。

海後 臨時教育会議のち大学令で発足した。

司会 特別事由があつたのですか。

海後 分科大学を廃止、総合大学の実を上げることが書いてある。いくつかの学部があつて、初めて大学は総合してやつてゆけるということでしょう。

司会 総合大学を強く考えた。

河原 やはり森さんが学校令をつくつたと同じように、やはり新味をみせようという。それでないと、あまり前の……。

関口 今でも大学の機能というか、大学の自治あるいは大学管理の思想は、学部の教育

に根拠があるという考え方、これは残つてゐる。この間、湯川さんがこの意見を書いておられましたね。大学評議会というのは合議機関であるが、今日は学部の協議会だと思ふ想、前のが深いものがあるのじゃありませんか。

河原 そのほうが都合がいい人がある。

司会 大学制度を改善すると同時に拡充するという問題は、やはり社会的要請が考えられたのでしょうね。

河原 それはそうです。

海後 下から押し上げてきたのですね。

司会 国民のほうの向学心というのでしょ

うか……。

関口 ニードもあるが、それよりも格式です。大学を出たかどうか、格式が欲しかった。大学になるまでの昔の外国語学校が、やはり昇格運動をしました。ずいぶん根強く……、内容がたぐさんふえてくる、ふえてくるから年限を伸ばさなければならん。そうすると大学だと言ふ主張でしょう。これに対して大学と専門学校は違うものだ、どんなに年限がふえても専門学校は専門学校だという説が

単科大学の設置

あつたが、やはり卒業生や在学生、父兄が頑張つたのは学士の名称だつたのじゃありませんか。

河原 そのとおりです。

有光 京都大学の農学部は、じゅうぶん設置の理由はあつたわけだが、京大に農学部を置いて、志願者があるだろうかとか心配する向きもあつた時代がある。

河原 三人か、四人。

有光 京都大学の農学部は、じゅうぶん設置の理由はあつたわけだが、京大に農学部を置いて、志願者があるだろうかとか心配する向きもあつた時代がある。

司会 格式と門戸を解放することと両方な

河原 ゐな議論するのが官立の話、今後は

それじゃだめなんだ。それで結局中教審といつてゐるような中央機関は、必要は必要だが、今は、そういう計画とか、なんとかいうものは一つも立たない。それで大学は、たいていの能力のものは大学に入學するし、人数はふえても、別に国の需要がオーバリーしてもわからない。とにかく、よくてもわるくても、その時分までは国の計画というものがある程度得られるわけだ。

関口 ソシアルニードがあるにせよ、ソシアルニードを先覚者が、前にそしやくして、それをおして、そうして出すから、制度としては、実際の志望者より先き走りしてしまふ。

そこで、われわれの考えたのは、ソシアルニードが、わいわいいつていてきたものじゃない。先覚者が、社会の進運というものを

見とおして計画を立てた。これがどうしても明治、大正の一つの大きな指導国家というか、そういう觀念がある。

司会 大正七年の専門学校が官立八、私立は五八です。ですからいわれるのだけれども、高等教育機関は私学が中心だ、これは官

立が少ないのだ、

有光 その時分の官立の收容力では、世間の向学心をじゅうぶんには満たせない、それで私立学校がその役割をも果たしている。

それから臨時教育会議でまいったことで、今河原さんのおっしゃる単科大学、公私立の大学が制度上設置できるようにした。具体的には文部省の認可を要するわけだが、大学設置については特に勅裁を仰ぐということになつてた。また基本金一五〇万かを要するとか、嚴重な事項があり、その設置認可はいろいろの面から慎重に審議されたものです。

河原 今、天城君のいわれたのは私立大学の数でしょう。

司会 専門学校です。

河原 それが最近大学になつてゐる。

司会 先に専門学校令で認可を受けて、大学という名前をつけていたということを記録てよみました。

河原 その時分、大学というものは高等学校を卒業しなくちゃ入れない。女は、高等学校を出る女の子はないから、みな専門学校が……。

て、大学院は研究、大学は教授するところ、

そういうふうに分けていた。それがあとの大学令では大学は研究、教授するとならべちゃいましたね。それで単科大学が出てくる余地ができたのじゃないかという気がする。

海後 研究がついてきて二つがならんでしまった。大学という名称がはつきりしなくなつてきたのは、単科大学設置以後じゃありませんか。それまでは割合はつきりしていた。今度の改革はもつとはつきりしない。

司会 いちばん最初は、大学院は學術、技芸の蘊奥を考究しと書いてある……。

河原 大学院と大学とは分けてあつた。

司会 分科大学はいちおう教授するということになつていた。

有光 予算的にも大学院にたいする教授の定員はなかつたようだ。

海後 それで大学院教授は置けない。そこで日本の大学院は制度的にはひじょうに早くからできていても発達しないということがあつた。

河原 今いったらおこられてしまふ、大学の教授、学部は研究をやつたのかどう

関口 高等諸学校の拡張のときに、総合大学という考え方と単科大学という考え方、前は分科大学が集まつて総合大学と、別に文科や法科のともなわれない、つまり工科の大学、医学の大学ができますね。それをずつと分解して行くときには、ものの考え方としては、やはり単科実業大学という思想ですか。

有光 大学は、専門の蘊奥をきわめるところだから、総合的に研究することができなくてはいけません。だから総合大学を建前とするという觀念が前からあつた。しかも、そういう総合大学には、数個の学部を置くことが認められ、その学部は、医学、法学、工学等特定のものに限られ、それ以外はいけなない。たとえば歯科や薬学は医学の一部にすぎないので、歯学部や薬学部は認められなかつたのです。ところが、ある分野に関して、総合大学以上に深く研究することがあり得るとか、主として応用方面を深く研究することがあり得るということ、工業大学とか、医科大学が認められたわけです。それから医学の一部門にすぎぬといわれていた歯科もよい、薬学もよいということにあとあとわかれて行く。だ

か……。(笑)

関口 「国家に須要な」という文字は、いちばん初めからついていましたか。

海後 十九年からこの文字が入っていました。

有光 かねて国家思想というのがあつたから……。

海後 大正八年からですね。

河原 岡田さんのときから、日本歴史を国史となおしたり、国史でいいけれども、こうすれば国家思想が養なわれるというのです、たまたま。

村上 制度的には、臨時教育會議の終わりに附帯決議がある。そこに国体明徴の思想が強く出てくる。それが教育審議會ではさらに強くなつてゐる。

義務教育の拡充問題

司会 教育審議會は、戦時措置の問題にも関連してまいります、それとは別に教育制度、教育史上で、前の臨時教育會議で残した問題で、教育審議會で解決したとか、あるい

から総合大学がほんとうの大学だという考えがそうとう長い間あつたのが、臨時教育會議で、その考えが狭い分野でも深くきわめれば大学ということがいえるのだということになつて単科大学になつたように聞いています。

関口 工業大学については、国立としては最初一つつくれた。医科大学については、国立の医科大学はたくさんできていた。

河原 五つです。医術統一論という、内容は知らないが、だから……。

有光 人のいのちを扱う医師の養成は、医学専門学校ではふじゅうぶん、大学一本でなければならぬという主張でしょう。

河原 それで工業大学もおこつた。俄然待遇がちがつちやう。今は聞いてもよくわからないけれども、俸給が、なんだかあの当時、大学の先生は平均俸給三、四六〇円、専門学校は二、七四〇円、とてもだまつちやいられない。(笑) そうですね。高等官一等に比べても、専門学校は二等にないとか、おこるのは無理はない。

司会 制度的にいうと、明治十九年の大学令は、大学は大学院と分科大学とでできてい

は教育審議會で新しく出た問題にはどういふのがあつたのでしょうか。

有光 あとの教育審議會がもつと進歩的になつてゐる面がある。女子教育については女子大学を認めたり、家政という学科を認めていいということをしてきてゐる。これは戦後の新制大学においてあるようなものですね。

司会 臨時教育會議の前に、各方面から各種の学制改革案が出ておりますね。

村上 出ました。

関口 近衛公爵の教育研究グループだの、昭和研究会とか、そういうのがありましたね。

司会 各政党も出しております。若溪会からも出てゐる。柿内三郎案とか……。

海後 ずいぶんたくさん学制改革案が出ました。それは学制改革が問題になつてきたからでしょう。

司会 その背景とか事情というの……。

関口 この間に、しばしば好景気と不景気が交替におこつてゐるという社会事情ね。

河原 なんといつても、先きほどからい

れたように、みなそれが背景になっている。

有光 井上準之助さんが大蔵大臣でしたが、とにかく今の高等教育を受けている年齢がもつたいない。学校教育は適度におえて、いちばん、なんというか弾力性のある年齢のころに、現場でたたかなければならんということはいわれた。ベニツクで倒れた会社を調べてみると、帝大卒業生が役員の大部分を占めてたのが多い。現場で叩き上げてきている者が首脳部をしめている会社には、倒れた例は少ない。大学の修業年限を短縮しなければならん、また教育内容の改善をしなければならんということをいわれたことがありました。わたくしはなんとなくふにおちない感じを持ったのですが、たとえばそんなような学校教育にたいする批判なり要望が、社会の動きにつれて、あちこちでいわれたのじゃありませんか。

関口 戊申詔書が出た時期があります、勲使力行ということが大事である。それからまた大正九年にも、戦後の道義を戒めという詔勅が出たというので思い出したが、たしかに……。それからまた、社会にたびたび好景気

やインフレがおこり、そうしてなんか文弱に流れるような気があって、ここで少し引き締める必要ならんということが、なんべんもまさって出てきたように思うが……。

河原 やはり人間というものはそうらしい。人間社会というものが……。

有光 それともう一つは、進歩的考え方と保守的考え方、あるときは進歩的考え方が表に出て、あるときはこれに対するまき返しを勢を得る。国力が伸びたときには、伸びたてそれがある。少し沈滞したときには沈滞したて相剋がある。これは戦時中も、ずっとそれがあつたのじゃないかという気がします。

関口 義務教育の年限延長、これは形だけにとどまらず、内容は実現できなかったけれども、平生文部大臣が高等師範学校長会議のときに、義務教育は年限を延長する、必ず……。と強硬な、高圧的表現をされた。すると乗杉さんは、あなたは実業家出身だからじゅうぶん承知だと思ふが、前から教育家は教育年限の延長はくりかえし、くりかえし述べてきたのに、実際実行できなかったのは、日本の産業内部の問題で、農村では早く百姓に、

漁村では早く漁師にならなければいけないのだ。工場では、女工さんは早く織機が扱えるようにならなければならんということがいわれて、そのために、たびたびの教育会議において、教育省側の教育の年限延長案は常に否決された、そのことをご承知でしょう。平生さん、たいへんな意気込みでおっしゃるが、その自信はあるのですかと、乗杉さんは音楽学校長でしたが、師範科というのがありましたので、その会議に出ておられていった。

そうしたら、平生さんがちよつとけしきばつて、私は産業の実業家の体験からいうのだ。教育界に希望があるならば、わたくしがやるというときに、なぜ協力しないのかといった。そしてその体験というのは、川崎造船所の立ちなおりについてであつた。義務教育年限を終了している小さい少年工を川崎造船所は雇っちゃっているが仕事がない。そこで教育をしようと考え、その連中に二年くらい職場のなかで普通教育と基礎教育をやつた。その連中が職工長になってフォアマンの役割をするときに造船所は立ちなおつた。これからの日本では重工業、機械工業をやるのだが

それに堪えていけるのは、少なくとも高等小学を終えていなければだめだということをひじょうな勢いでいわれました。

そうして年限をのばすのだつたら、先生がよくなければいけない。そこで師範教育を充実し、拡大しなければいけない。そのときの話にこういうことをいわれた。

師範学校長を集めて、こども、こどもというけれども、こどものうちにはクジラのことでも、メダカのこともある。学校の先生はイワシくらいのものだ、小学校の先生は……。イワシの親が、クジラの子とメダカの子の見分けがつくか、やはりクジラが先生にならなければ、駄目だ、クジラの親が師範学校で教育を受けて先生にならなければいけない、クジラをメダカに育てたらどうするか。

有光 河原さんが次官でひじょうにぐあいよく予算措置ができ、今一息というところで内閣が更迭した。そういうことがあつたから、教育審議会では、義務教育年限延長をまず先でもないが、とにかくやるべきだということを含めたのじゃありませんか。

河原 古いから忘れちゃった。(笑)

関口 反対は出なかったのですか。
河原 あの人には普通の産業人たちがって、普通教育専断論者ですから……。(笑)

戦後の教育と今後の問題

司会 そこで時間がせまってきましたから……。義務教育年限延長に入りましたので、これは具体化、実現化したのは戦後です。戦後の問題は目の前の問題だから、議論がたいへんでしょうが、最後のしめくくりの意味で各先生方から一言ずつお述べいただきますようか。

関口 いちばん最初に、わたくしは戦後の文部省が、占領されてしまったから、なんでもかでも司令部に行つて、どうにも無理なことは、いっそデイレクティブを出してくれ、せめてメモランダムを出してくれといつても出てくれない。いやなこと連続であつたが、そんななかでも、いくつかよかった点もあつた。

いちばんわたくしが嬉しかったのは、義務教育の年限延長が終戦によってできたこと

す。いちばん貧乏で、どうしていいかわからないときにできたこと。

河原 どうして九年までやつたの？

関口 片方には六三制という考え方が出ておりまして、六三制の途中までの義務教育はへんだとひじょうにやかましく論ぜられており、諸外国は一〇年、一二年という趨勢にある。九年は当たり前であるというので、教育審議会が八年にしようという議論は出なかった。もつとも危いという話があつた。九年はやれつこない、八年でいいじゃないかということが強かったが、結局はアメリカが六三制というものを、日本で実験しよう、アメリカで持っている進歩的制度だったから、それをやるというのが強かったのじゃありませんか。

それからもう一つ、残念だった点は、なぜ青年教育をなくしてしまったかです。これは、わたくしはいちばんくやしかったことです。青年学校というのは、青年訓練所、軍の予備軍の養成所だから、そういうものはやっちゃいけないというので廃止された。私どもは働きながら学ぶのはいいじゃないかとい

たら、それは産業のなかでやればいい、社会教育でやればいいというので、日本の実情を説明してもわかってもらえなかった。結局猜疑心があったのでしよう。

つぎに働きのながら学ぶ体制を日本はやらなければならぬ、とわれわれがいうと、それはナチスのアルバートジンストの翻訳だ、といひ、この理論をのべた桐原さんをバツしろといった。

わたくしは、もともと普通学務局育ちだから、敗戦のときにこそ、青年学級を立てるべきだ、そんな気がしていた。普通教育の義務年限を延長するだけでなくさらに引きつづいて重ねて行くべきものをつくるべきだと考えていたので……。

村上 わたくしは教育の考え方の問題について申し上げたいと思います。終戦後メモランダムが出て、従来の国家主義、軍国主義の思想、国家中心の教育を全面的に否定をして、新しい教育の考え方として、第一次教育使節団の報告書にしても、文部省から出した方針、指針にしても個人的なものを中心にした教育の考え方を強くうち出している。それ

は国家的なものを中心とする教育理念に対して、その否定、その反対理念として個人的なものを中心とする教育理念をうちたてたことに止まるものであって、そのような否定理念だけでは新教育創造の基本理念とはならない。新教育は真空のなかでつくられてゆくものでなく、過去の教育、文化との関係を全く断ち切ることは出きないからである。そこで国家的なもの、個人的なものを総合する教育理念が出てこなければならぬ。それが教育基本法においてはじめて強くうたわれている国民の育成という教育理念であると思ひます。教育基本法によつてはじめて新教育創造の原理とその自立性をはつきりしてきたと思ひます。個人の尊厳、人格の完成とともに究極において国民育成の理念を強くかかげている教育基本法の精神こそ、新教育と今後の問題解決を貫く基本理念でなくてはならないと思ひています。

有光 ああいう占領下の混乱状態のときに、われわれは、将来に向つて、どういふものか、の考え方を教育について行くべきかの大筋を、教育勅語に代わるものとして、法律

すが、学校教育法のなかで、いちばん問題になるのは、中学校を義務制にする、一挙に九年義務制ということが、はたして可能か、特に財政的に可能か、ということが問題にされたわけです。閣議でも、ずいぶん問題になりました。

これは初年度においては中学校一年だけが義務制ですが、従来の高等小学校、青年学校、中等学校の一年の施設で、どうにかやって行けるだろうというので始まったわけです。人件費については、たしか一学級一・八人ということで、八億の予算が計上された。そういうことでスタートしたわけです。

これがとおるについては、やはり閣内に有力な反対があった。趣旨については賛成だけれども、それが国力にふさわしいかどうか、ふさわしく実行できないだろうという懸念から、いろいろ意見があったわけですが、けっこう賛成を得てそれが実行された。

この二法案の前にもう一つの問題があった。それは田中前文部大臣がひじょうな熱意をもつて提案しておられた地方行政法案の趣旨をどういう形で生かすかということであつ

た。しかし地方教育行政法案は地方自治法案との関係もあつて、その際は見送ることとなつたが、その秋、地方教育委員会法案として提出し、成立を見ました。

これらの事柄は、占領下のあわただしい特殊の状態のもとでつくられたものですから、それはひじょうに公明なものであり、その骨子はじゅうぶん批判に堪えるものではあるけれども、そのとき、ならびにその後の情勢からみて、それらを再検討して、あるものは再確認し、あるものは改正するということは、当然あつて然るべきことと思うわけです。

海後 最近の教育の改革は占領下で行なわれたという異様な状況であつたわけです。全体としては、明治五年の学制のとき以来ずっとやってきた教育のいろいろな仕組みをもとにはしてありますけれども、ずいぶん大きな改革をしたところがあるので、そういう点はやはり画期的な意義を現わしたもののじゃないかとみているわけです。

そういうひじょうに大きな改革が提案されて、それが、しかも占領下で行なわれたというところに、どういふふうに、これが落ちて

て宣言することが必要だとされた。教育刷新審議会も同じ意向である。保守的な考え方と進歩的な考え方とはつきりいい切れないかも知れない、あるいは国粹的な考え方と国際的な考え方については簡単すぎるかも知れないが、そういうようななにか思想的な混乱からぬけ出て、新しい教育を推進して行こうというときに、やはりそういう目標が、民意によつて、国会でつくられたことは、やはり意義あることであつたと思ひます。その際、字句等について、多少思ひ出すことがあります。たとえば「伝統を尊ぶ」ということが入るべきだということは、文部省で原案をつくるにきにも、国会の審議でもいわれたが、あのときの情勢からいって、ややもすれば逆もどりに悪用されるおそれのある字句は、けっきょく入れられずじまいになつてしまつた。今日の状態においては、そういう字句があつても少しも差しつかえない、あるいは当然あるべきかも知れないが、あのとときは入れられなかつたということを感じられる。

教育基本法と時を同じくして制定された学校教育法、これが六三制を含んでいるわけ

くかという問題は、最初から現在まで続いているのじゃないか。たとえば今のお話に出てくる六三制、義務教育九か年の問題、あるいは九か年の義務教育を終わったものが高等学校の段階に、どういふように上つて行くか、あるいは男女共学、教育行政における教育委員会の運営の問題、そういういろいろな問題が出てきていると思う。それらのものがどういふふうに根をおろし得るか、あるいは単なる一つのアイディアであつて、実質的には根をおろし得ないものであるか。これは日本が長い間、江戸時代以来あるいは明治以後やってきた教育の制度を足場にしているの、この土壌の上でなができるかという、そういう問題だとわたくしはみているわけです。ですからそのなかで、あるものは成長し、あるものは形はできたけれども精神は失なわれているものも少なからずあるのじゃないか、現在の問題としては、終戦直後いろいろな見とおしを立てたり、あるいはそこに将来を約束するだろうというふうな希望をもつて出された教育の考え方がある。そういう着想や考えは何年たつても振り返つてみる必要があるのじゃ

ないか、そのときは、いったいわれわれはなにを求めたか、それがいろいろの土壤の關係で曲つたり、根が切れたり、あるものはそうとう深く根をおろしてきたりしています。終戦後提案された教育改革が日本の土壤の中でどうなるかということを現在も一貫して考えて行かなければならないのではないかと考えます。

河原 わたくしは、ご承知のように、アメリカの第一次教育使節団がきたまてはいくらか仕事をしておりましたが、その後ページになつたので、新しい教育制度については知らないと申し上げたほうがいい。批判する点はそうとうありますが、よく知らないから、それは申し上げますが、ただ一言、あの当

時大臣というか、あるいは教育刷新委員会の首脳部というか、これらの人びとは幸か不幸か、従来の師範教育にたいして、ひじょうに悪い感じを持っておられた人が多かったようにわたくしは思う。そのために、師範教育にたいする考え方というのは、ただ、従来のをぶちこわしさえすればいいという考えを持つておられたのではないかと思います。その目的は達せられたけれども、現実はどういう建設的な計画を立てられたか、全然ない。今の教育学部ですか、学芸学部ですか、いったいあれは、今までのことをぶちこわすにはいいが、その代わりに建設的計画を立てなければならぬ。日本の教育の将来につぐない得ざる欠陥をもたらしたもので、わたくしはひじょうに残念に思います。わたくしも、なにも従来の師範教育を礼賛するわけじゃないが、ただこわしただけじゃいけない。なにかもう少し考えがあつてしかるべきものじゃなかったかと思ひます。それだけにしておきます。

司会 ありがとうございます。九〇年間の教育問題を短時間でお話いただくことは無理な注文でございましたけれども、みなさま方のご協力によりまして、ひとわりあたることができたわけです。限られた時間で触れえなかつた問題、じゅうぶん論じつくせなかつた点がたくさんあることはまことに残念ですが……。たいへんありがとうございます。それではこのへんで……。

編集後記

明治五年、わが国における近代教育制度の出発点としての「学制」が発布されて、本年はちょうどその九十年目にあたっている。十一月には、このための記念行事等が行なわれることになっているが、文部時報でもこれを記念して、明治以後の日本の近代教育九十年の歩みを集めた。

★

九十年の歴史は、これが、単に過去の事実であるというだけに止まらず、現在のさまざまな問題と深くつながりをもっていることはもちろんである。したがって、この間におけるわが国の社会経済の発展と、近代化、民主化の歩みの中で果たした教育の大きな役割を深くかみしめ、多くの先人たちの貴重な体験とその業績をしのび、これからの教育の発展

のための教訓として、積極的に今後に生かしてゆく必要がある。少なくとも、あらためてわが国教育の九十年を顧み、編集するという意義はここに求められなければならない。

★

なお、この記念号の編集にあたっては、教育分野別の叙述を中心として構成するとともに、教育の基礎を形成した時代を代表する人物、事項について項目を設け、また九十年間を語る座談会によって、歴史を肉づけ、内容を豊富にすることに心がけた。

★

最後に、この記念号のために、お忙しい中を時間をさいて執筆いただき、さらに写真等の資料をおよせいただき、協力を惜しまれなかった海後先生、その他多くの先生がたに深く謝意を表するものである。

文部時報 十月号
第一〇二二号

昭和三十七年十月五日 印刷
昭和三十七年十月十日 発行

所管 文部省

発行者 株式会社 帝国地方行政学会

小川 平二

印刷所 株式会社 行政学会印刷所
東京都新宿区西五軒町五二

営業所 株式会社 帝国地方行政学会別館
電話 (三三二) 九八四六(代表)

振替口座 東京三〇〇〇〇番

本号臨時定価

二百六十円(千二十四円)

購読料 定価 一冊六十五円
送料 六円
一か月前金払七百八十円
ただし増大号・臨時号の場合は別に代金を申しあげます。なお購読の申し込みは、販路発行所またはよりの書店にお願いします。